

# 就学支援金及び授業料等軽減制度フローチャート

次のフローチャートにしたがって確認してください。

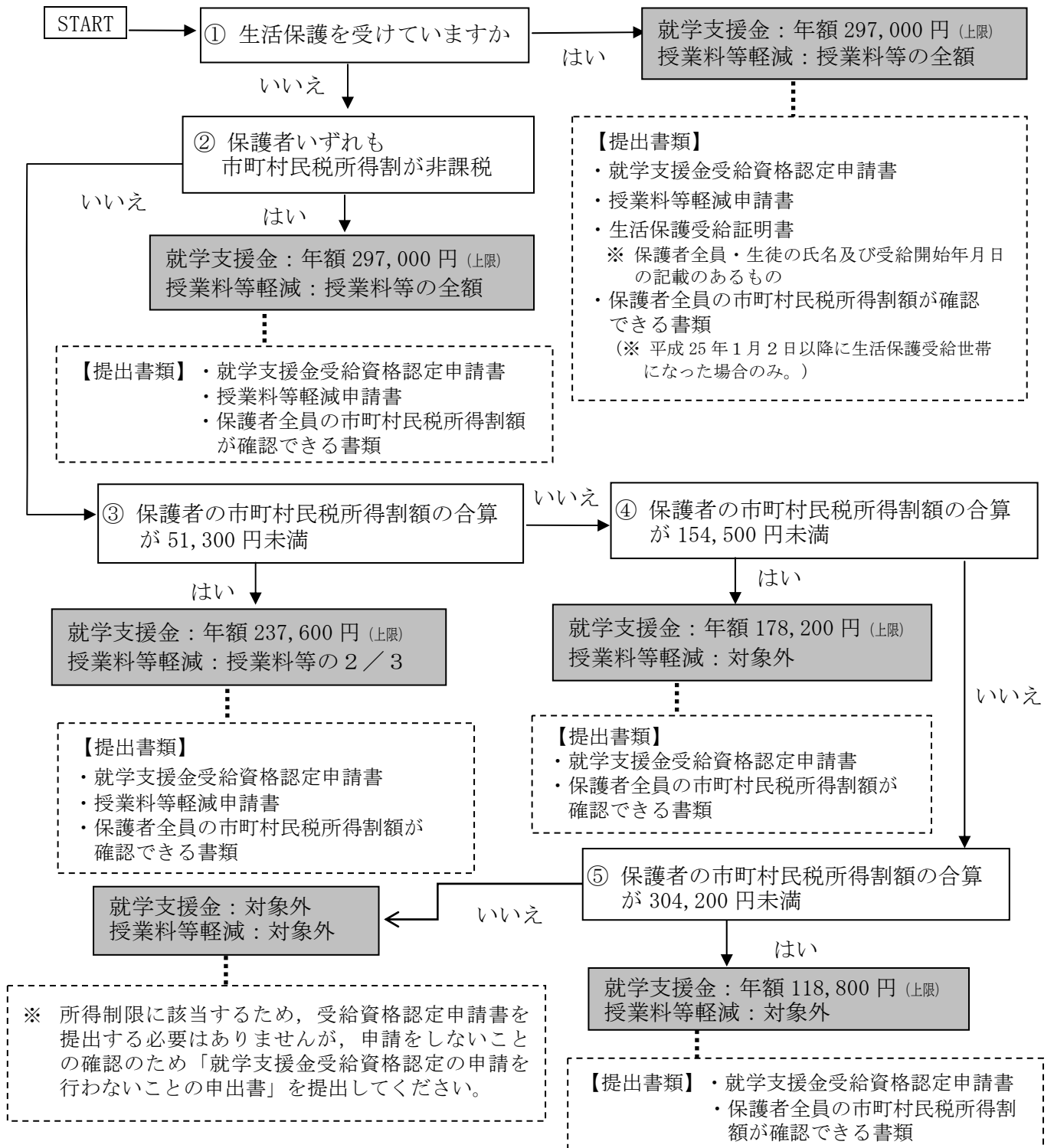
※認定方法は次のとおりです。

[平成26年4月～平成26年6月] 平成25年度の市町村民税所得割額で決定します。

[平成26年7月～平成27年3月] 平成26年度の市町村民税所得割額で決定します。

※「保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類」とは、市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書、市町村民税・県民税納税通知書、市町村民税・県民税課税証明書です。（詳しくは別紙「市町村民税所得割額が記載された書類をご用意ください」をご覧ください。）

## I 就学支援金・授業料等軽減



## II 入学時納入金軽減

対象者は入学時から I の授業料等軽減を受けることができる人

27,000円